

立川市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「立川市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、立川市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び立川市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに立川市の指示に従い、立川市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、立川市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

3. 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員に該当しません。

4. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適當と立川市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5. 私は、立川市の公有財産売却に係る「立川市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「参加要領」、「入札告示」、「物件調書」、「土地売買契約書（ひな型）」などの各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について立川市に対し一切異議、苦情などは申しません。

立川市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号又は同条第 2 項各号該当すると認められる者

(参考: 地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその役職員又は構成員

- (4) 前 2 号に掲げる者から委託を受けた者又は前 2 号に掲げる者の関係団体
- (5) その他の法令等の規定により、立川市との間で土地売買契約ができない者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (8) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合において、これらの資格などを有していない者
- (9) 立川市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (10) 未成年の者

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって立川市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、以後一定期間立川市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や、立川市のホームページ、参加要領、物件調書、土地売買契約書（ひな型）、立川市において閲覧に供されている入札告示などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 引渡しは現状有姿で行なうため、各自で事前に物件を確認していただくほか、各種法令上の諸規制や立川市の指導要綱などについても関係機関に十分確認してください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上及び案内に従い公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ. 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、立川市のホームページより「立川市公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」、誓約書、委任状（代理人が手続きする場合又は共同入札をする場合）を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票の写し（参加者が法人の場合は登記事項証明書）及び印鑑登録証明書を添付のうえ、立川市に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、簡易書留郵便又は配達証明郵便に限るものとし、期間内に必着のこと。）

なお、添付書類については、発行から 3 月以内のもの提出してください。共同入札の場合は、「6. 共同入札について」をご覧ください。

・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にあるご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

- ・複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票及び印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。
- (7) 公有財産売却においては、特定の売却物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札者が売払代金の支払いを完了した時点で、所有権は落札者に移転し、現況のまま引渡しがあったものとします。
- (2) 財産の引渡しがあった時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、焼失など立川市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- また、本契約締結後、売却物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、発見から1年以内かつ引渡しの日から2年以内に立川市へ通知したものに限り、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとします。
- (3) 立川市は、所有権移転後、落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- なお、権利移転に伴う費用（登録免許税等）は落札者の負担となります。また、中間省略登記には応じていません。
- (4) 原則として、物件にかかわる調査（地盤調査、地下埋設物調査、土壌調査及びアスベスト調査など）は行っておりません。また、開発や建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 落札者は、売却物件を取得後、当該土地の管理及び処分に当たっては、売買契約を遵守し、公序良俗に反する行為をしてはなりません。
- (6) 落札者は、本物件の使用に当たっては、十分な注意をもってこれを管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、落札者の責任においてこれを解決してください。

4. 用途の制限

公有財産売却の物件の用途については、契約書において、次に掲げる制限が付されます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類するものの用に供してはならないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法令等の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供してはならないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供してはならない

こと。

- (4) 所有権を第三者に移転し又は売却物件を第三者に貸し付けるときは、前3号の規定を承継しなければならないこと。

5. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報及び KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下「ログイン ID」といいます）に登録されているメールアドレスを立川市に開示され、かつ立川市がこれらの情報を立川市文書規程に基づき保管すること。

・立川市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 立川市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認又は同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

6. 共同入札について

- (1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

- (2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を本申込みの際に立川市へ提出してください。なお、申込書は立川市のホームページより印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない保証金です。入札保証金は、立川市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、下記のア又はイのいずれかの方法で納付してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに立川市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. 立川市が指定する金融機関で納付書による納付

立川市が指定する金融機関で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。仮申し込みを行った後、立川市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、誓約書、住民票の写し（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書を添付のうえ、立川市に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、簡易書留郵便又は配達証明郵便に限るものとし、申込締切日の午後 2 時必着）

入札参加者より必要書類が立川市に到着後、立川市から納付書を送付しますので、記載事項を確認のうえ、立川市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・立川市が納付を確認できるまで 5 開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「納付書払」に「○」をしてください。
- ・立川市が指定する金融機関については、下記を参照してください。（商号のみ表示）

みずほ銀行、多摩信用金庫、青梅信用金庫、山梨中央銀行、西武信用金庫、東和銀行、中央労働金庫、みずほ信託銀行、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、東日本銀行、きらぼ

し銀行、大東京信用組合、東京スター銀行、あすか信用組合、ハナ信用組合、群馬銀行、東京都信用農業協同組合連合会（都内各農業協同組合）

イ．指定口座への銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。仮申し込みを行った後、立川市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、誓約書、住民票の写し（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書を添付のうえ、立川市に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、簡易書留郵便又は配達証明郵便に限るものとし、申込締切日の午後 2 時必着）

入札参加者より必要書類が立川市に到着後、立川市から振込先の指定口座を通知しますので、確認のうえ、入札保証金を振り込んでください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、立川市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに立川市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

立川市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、立川市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 立川市から落札者への連絡

落札者には、立川市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・立川市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、立川市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定及び契約の締結

(1) 落札者に対する売却の決定

立川市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には立川市より土地売買契約書（以下「契約書」といいます）などを送付しますので、落札者は必要事項に記入・押印し、契約書 2 部のうち 1 部（立川市保管分）に印紙税法に定める額の収入印紙を貼り消印の上、次の書類などを添付して立川市が指定する契約締結期限までに来庁のうえ提出してください。

ア. 必要な書類

（ア）契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書

（イ）その他別途指示する必要書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに立川市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された（売買代金の支払いが完了した）時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次のいずれかの方法で納付してください。売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

ア. 立川市の指定金融機関で納付書による納付

イ. 立川市の指定口座へ銀行振込による納付

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

1. 権利移転及び引き渡しの時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金の納付を確認（売買代金の支払いが完了）したときに権利移転し、現況のまま引渡しがあったものとします。

2. 権利移転登記の手続きについて

売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて立川市が不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、立川市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印し、売買代金の領収書（写し）、登録免許税領収証書（原本）とともに提出してください。

共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、権利移転登記前に「共有持分合意書」を提出してください。

なお、所有権移転の登記が完了するまで、法務局へ書類を提出後、通常2～3週間程度の期間を要します。権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。

3. 注意事項

落札後、財産の引渡しがあった時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、焼失など立川市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

また、本契約締結後、売却物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、発見から1年以内かつ引渡しの日から2年以内に立川市へ通知したものに限り、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとします。

現状有姿による引渡しとなるため、公有財産売却の財産内の動産類や工作物、樹木、ゴミなどの撤去及び処分などは、すべて落札者自身で行ってください。

4. 権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転登記を行う際に、登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となるため、立川市に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、簡易書留郵便又は配達証明郵便に限る）共同入札者が落札者となった場合、登録免許税を納付したことを証する領収証書は、全共同入札者の合計した金額のものを提出してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という）に損害が発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、立川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、立川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、立川市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、立川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、立川市は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず立川市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

立川市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、立川市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、立川市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、立川市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によりします。

9. 立川市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

立川市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、立川市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、立川市が掲載したものでない情報については、立川市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。